

お寄せいただいております「ご質問」にお答えします。
『輝く千歳きらめき債』一問一答

ご質問	回答
<p>Q 1 「輝く千歳きらめき債」ってなあに？</p>	<p>A 1 「輝く千歳きらめき債(住民参加型市場公募地方債)」は、千歳市が発行する債券です。利子や満期時の元金は、千歳市がお支払いします。 本債券を発行して借り入れる資金は、公共施設などの整備といったまちづくりのための貴重な財源になっています。本債券の所有者になるということは、投資家という立場で、市政に参画いただくことになります。 満期は、3年となり、利子は年2回支払われ、10万円単位で300万円までご購入いただけます。 従来、公募債による資金調達は、都道府県や政令指定都市にしか認められておりませんでした。平成14年度から市町村にも、発行が認められるようになりました。 この住民参加型市場公募地方債というのは、お金の使いみちをはっきりさせた上で、市民の方々に市が発行する債券を購入していただくものです。 これまで、千歳市では金融機関などからお金を借りて事業を行ってましたが、これを昨年に引き続き、直接市民の方々からお金をお借りし実施していくというもので、今回が3回目の発行となります。</p>
<p>Q 2 購入できるのはどういう人ですか？</p>	<p>A 2 千歳市内にお住まいの方、市内に事業所等のある法人・団体を対象にしております。</p>
<p>Q 3 発行条件(利率等)を教えてください。</p>	<p>A 3 利率は、直近の国債流通利回りなどを参考に決定します。 5月11日に決定しますので、お問い合わせいただくか、財政課のホームページをご覧ください。 昨年は1.16%</p>
<p>Q 4 購入額の上限はいくらですか？</p>	<p>A 4 輝く千歳きらめき債は、上限を300万円までとさせていただきます。 昨年と同じ</p>
<p>Q 5 申込み期間はいつですか？</p>	<p>A 5 5月15日(火)～21日(月)となっております。ただし、期間内であっても、皆様からの申込みが5億円となり次第、終了させていただきますので、お早めのご購入をおすすめします。 なお、昨年は1日で完売となりました。</p>
<p>Q 6 購入申込先(取扱金融機関)について</p>	<p>A 6 北洋銀行のすべての店舗(本店、支店、出張所)で購入申込みが可能です。ほかの金融機関や郵便局では扱っていません。 また、千歳市役所・支所の窓口、市役所の北洋銀行派出の窓口では取り扱っておりません。</p>
<p>Q 7 購入するときの手数料等について</p>	<p>A 7 購入に対しての手数料はかかりません。</p>
<p>Q 8 利子に対する非課税制度(マル優・特別マル優)について</p>	<p>A 8 平成18年1月以降、年齢のみを事由としたマル優制度(少額貯蓄非課税制度)・特別マル優制度(少額公債非課税制度)の利用が障害のある方に限定されました。ご利用の際は北洋銀行にご相談ください。</p>
<p>Q 9 利子に対する税金について</p>	<p>A 9 利子に対して、所得税(国税)が15%、住民税(地方税)が5%の合計20%がかかります。利子を受け取る際に、源泉徴収されますので、後で確定申告を行う必要はありません。</p>

Q 10	購入した後の途中解約・売却について	A 10	預金等と違って解約はできませんが、銀行が市場価格で買い取ります。 ただし、その際の価格は、お買い求めいただいたときの価格とは異なることがあります。具体的には、北洋銀行にご相談ください。なお、千歳市が直接買い取ることはしていません。
Q 11	購入した銀行が破綻した場合の元金・利子の支払いについて	A 11	住民参加型市場公募地方債というのは公共施設や道路の整備等のため、千歳市がお客様からお金をお借りするものです。銀行を通じてお買い求めいただいておりますが、元金・利子のお支払いについては、千歳市が責任を持つものですので、ご安心ください。
Q 12	千歳市の財政状況が悪くなったり、民間企業のように破産して、市場公募地方債の元金・利子の支払いが滞ることはないのですか？	A 12	千歳市(地方公共団体)は、民間企業と異なり破産法の適用がなく、破産することはありません。また、民事再生法その他の倒産法の適用もありませんので、元利償還が滞ることはありません。
Q 13	「輝く千歳きらめき債」は、何に使われるの？	A 13	「地域情報化推進事業」など平成18年度に実施した6事業に活用させていただきます。
Q 14	「輝く千歳きらめき債」のメリットは？	A 14	市民の皆様にとっては、国債よりも高い金利がメリットです。 千歳市にとっては、銀行などから長期借入金を借りるよりも、有利な金利で借入することができます。また、「輝く千歳きらめき債」を通じて「自分達のまちは自分達でつくりあげる」と市民の皆様が意識していただくことが、最も大切なことだと考えています。
Q 15	自分の預金通帳はないから、家族名義の通帳に元金・利子の支払いをしてもらえる？	A 15	元金・利子の支払いは、すべて購入申込者本人名義の通帳のみとさせていただきますので、北洋銀行の通帳がない場合は、身分証明書等をご持参の上、申込みください。 詳しくは、北洋銀行にご相談ください。
Q 16	申込みの時間は？	A 16	北洋銀行の窓口の営業時間帯となりますので、申込期間であります5月15日から5月21日までの平日の午前9時から午後3時までとなります。
Q 17	法人の場合の手続きについて、どうするのでしょうか？	A 17	株式会社などの場合は、登記簿謄本、印鑑証明、納税証明など、通常の口座を開設するための手続きが必要となり、申込みの当日は窓口に来られた方の本人確認(身分証明書)もさせていただきます。 また、任意団体などの場合は、窓口に来られた方の本人確認(身分証明書)をさせていただきます。 何れも、法人の形態などにより異なりますので、北洋銀行に直接、ご相談ください。
Q 18	夫婦での購入は、どうなりますか？	A 18	市内在住の個人の方は、お一人様300万円を限度としておりますので、ご夫婦でご購入される場合は、それぞれ300万円、最大600万円までお買い求めいただくことができます。 なお、普通預金口座は、それぞれでお持ちいただきお二人で来店していただきます。
Q 19	5月15日～5月21日の申込み期間中にお金を支払いますが、5月28日の発行日までの利息は、つくのでしょうか？	A 19	住民参加型市場公募地方債の場合、ほかの債券と同じく、申込み日から発行日までの利息は、つきませんので、予めご了承願います。
Q 20	一般債振替制度とは何ですか？	A 20	平成18年1月10日より地方債等の一般債振替制度が適用となり、今まで証券により発行していた住民参加型市場公募地方債はペーパーレス化され、証券を発行せず「振替口座簿」の記録により管理することが可能となるため、本市としてはこの制度を導入し、前回から振替地方債として発行することといたしました。
Q 21	待ち時間については？	A 21	一昨年(第1回発行時)は、不慣れな点もありご迷惑をお掛け致しましたが、昨年(第2回発行時)は北洋銀行千歳中央支店の受付体制を2倍に強化して待ち時間の解消を図ってまいりました。今回についても昨年と同様、待ち時間の解消に努めてまいります。 なお、北洋銀行に口座をお持ちで無い場合は、事前に開設して頂きますと、当日の手続きがよりスムーズになります。